

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)に基づき下記のとおり公告します。

2026年9月16日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名:スリランカ国漁業セクターにおけるポストハーベストロス削減及び付加価値向上にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))
2. 競争に付する事項:入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格:入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項:「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出:
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所:
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他:入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: スリランカ国漁業セクターにおけるポストハーベストロス削減及び付加価値向上にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号:26a00723

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 9 月 16 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:スリランカ国漁業セクターにおけるポストハーベストロス削減及び付加価値向上にかかる情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2)業務内容:「第2章 特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)¹

(4)契約履行期間(予定):2026年11月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

スリランカ事務所

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年 9月 18日 まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

		シルバーウィークの関係で、資料ダウンロード期限は 9 月 18 日(金)としておりますので、ご注意ください。
2	入札説明書に対する質問	2026 年 9 月 30 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 5 日 まで
4	入札書(電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 9 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時(入札会)	2026 年 10 月 26 日 10 時
7	技術評価説明の申込日(落札者を除く)	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1)各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2)利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3)共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)の2)に規定する競争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料:

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限: 上記2. (3) 日程参照

2) 提出先 : <https://forms.cloud.microsoft/r/0mcX0rtE38>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL:<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1)提出期限:上記2.(3)日程参照

(2)提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3)提出方法:

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(<https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf>)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1)技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2)入札書(入札価格)

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(消費税は除きます。)を、上記2.(3)日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3)別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。

ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書(または別見積書)」と
してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を
受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金

額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時: 上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法: 本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札: 全ての入札価格が予定価格を超えた場合(以下「不落」という。)には、再入札を実施します。詳細は下記(3)のとおりです。

3) 入札途中での辞退:

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出(送信)してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合(不落)は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

(2)技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙2「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3)価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点:最低見積価格=100 点
- ② 価格評価点:(最低見積価格/それ以外の者の価格)×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額:価格評価点=100 点

それ以外の見積額(N):価格評価点=(予定価格×0.8/N)×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4)総合評価の方法

技術評価点(加点分を含む)と価格評価点 70:30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5)落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者としま

す。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2)入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3)当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

- (1)落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2)速やかに契約書を作成し締結します。
- (3)契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

スリランカの漁業セクターは、約 51 万 7,000km²の排他的経済水域(EEZ)及び約 48 万 9,000ha の内水面を基盤としており、同国経済及び食料安全保障を支える重要な基幹産業である。また、動物性たんぱく質摂取量の約 50%を魚類に依存しており、魚類はスリランカ国民にとって重要な動物性たんぱく源と言える。また、漁業セクターは同国の総輸出収入の 2.3%を占めている(2024 年)。

一方で、同セクターは水産資源の減少、違法・無報告・無規制(IUU)漁業や、コールドチェーン、加工施設を含む水揚げ後のインフラの不足、気候変動の影響、燃料価格の高騰等の複合的・構造的課題に直面している。

こうした状況を踏まえ、JICA は海面漁業、内水面漁業、養殖業、水産加工及び輸出・流通を対象として現状分析を行った。その結果、海面漁業は同国漁業生産の中核を担っており、2024 年には総生産量の約 75%を占めていることが確認された。登録漁船数は 49,271 隻に上り、沿岸漁業、沖合漁業及び遠洋漁業が営まれている。主要な商業魚種としては、カツオ、キハダマグロ、イワシ類、アンチョビ類、エビ類、カニ類が挙げられる。

しかしながら、海面漁業の総生産量は上記記載の複合的・構造的課題により、2015 年の 452,890 トンから 2024 年の 308,430 トンへ約 32%の生産減少が見られる。沿岸魚種の一部では過剰漁獲が確認されているほか、気候変動の影響により更なる漁獲量の減少及び漁期の短縮が報告されている。

さらに、鮮度管理、処理・加工技術に関する取組は依然として限定的であり、水揚げ後の損失削減に向けた改善余地が大きい。また、全国 23 か所の漁港及び 1,200 か所を超える沿岸水揚げ地点においては、一部の輸出志向型民間加工施設を除き、コールドチェーンインフラ及び品質管理体制が十分に整備されていない。こうした課題を背景として、特に沖合・遠洋漁業では、水揚げ後のポストハーベストロスが 40~60%に達すると推定されており、輸出の主力魚種であるキハダマグロについても輸出品質基準を満たすものは水揚げ量の 16%にとどまり、多くは国内市場向けの低価格品として販売されて

いる。このため、漁獲時点の潜在的な付加価値と実際に実現される付加価値との間に大きな乖離が生じている。こうした状況を踏まえると、漁獲量の増加による生産拡大には限界が生じつつあるなか、水産資源の持続的利用と付加価値向上の取組が一層重要となっている。

2025年にスリランカ政府が策定した国家漁業・養殖政策においてもポストハーベストロス削減及び付加価値向上、輸出収入の増加等が重要な目標として定められている。

以上を踏まえ、本調査は、JICAで実施した現状分析で明らかとなった重要な課題である海面漁業分野のポストハーベストロス削減及び付加価値向上に向けて、協力ニーズを把握するとともに、日本の技術及びリソースの適用可能性を検討し、今後の協力可能性を検討することを目的として実施する。

第2条 調査の目的と範囲

JICAで実施した現状分析結果を前提に、スリランカ漁業セクターにおけるポストハーベストロスの実態、漁獲後処理・加工技術及び関連する品質管理体制の現状・課題について、遠洋漁業及び沿岸漁業を対象として補足的な情報収集・分析を行い、輸出拡大も見据えたポストハーベストロス削減及び付加価値向上に向けた技術的・制度的課題を整理する。また、これらの課題の解決に向けて、日本が有する漁獲後処理・加工技術に関する知見、技術の適用可能性について検討するとともに、それらを効果的に導入・普及するための技術パッケージ及び技術普及体制のあり方を分析する。さらに、当該技術の導入・普及を担う日本側リソース（研究機関、民間企業、漁業団体等）の活用可能性、官民連携による協力可能性についても検討する。調査結果を踏まえ、今後の協力方針並びに案件形成の方向性について提言を行う。なお、調査過程でジェンダー別の特徴や課題などがあれば、それらも報告書に纏める。

第3条 調査実施の留意事項

(1) スリランカ関係機関に提示する資料の事前確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）についてスリランカ関係機関に資料を提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得る。なお、当該説明・確認については、打合せ（対面またはオンライン）によることを原則とするが、軽微な内容であれば、電子メール等によることも可とする。

(2) スリランカ関係機関への十分な説明・情報共有とオーナーシップの醸成

本調査の実施にあたっては、関係省庁・機関と調査方針(インセプション・レポート)及び最終報告書(案)(ドラフト・ファイナル・レポート)に関する十分な協議・調整を行う。なお、協議・調整に先立っては、発注者と十分な意見交換・調整を行う。

(3)情報の収集

スリランカの水産セクター開発において JICA や他機関が実施した調査報告書や一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料等について、インターネット等を活用し効率的に収集、分析したものを基礎とし、これに関係者ヒアリングや今回収集する資料から分析を行う。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分に把握したうえで、以下の活動を行う。本調査に先んじて実施された分析等の内容を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行う。

(1)準備作業及びインセプション・レポートの作成

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査場所、内容及び工程を検討する。スリランカ関係機関に対応を求める事項・質問等、要調査項目を取りまとめインセプション・レポートを作成し、JICA に提出する。提出時期の設定にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保する。現地渡航後、JICA が確認したインセプション・レポートをもとにスリランカ関係機関との意見交換や情報収集を進める。

(2)JICA で実施した現状分析結果を基礎として、スリランカ漁業セクターにおける輸出拡大も見据えたポストハーベストロス削減及び水産物の付加価値向上の観点から、漁獲後処理・加工技術・品質管理体制及びコールドチェーンにかかる優先課題の分析を行う。調査対象とする魚種、漁業者・漁業組合、漁港、民間企業については、第一回現地調査の前までに調査団から JICA に提案の上で、JICA と相談して決定する。提案の際は、理由・優先順位を記載すること。なお、現地調査を行う地域は 3～5 か所程度を想定。

① ポストハーベストロスの実態、発生要因及び優先課題の整理

遠洋漁業及び沿岸漁業における水揚げ後損失の実態、損失発生箇所及び主要要因、魚種別・漁業形態別の損失状況、スリランカ政府における課題への認識・優先順位等を踏まえ、協力対象として優先的に対処すべき課題を抽出する。なお、この際、輸出ポテンシャルの高い魚種(キハダマグロ、カツオ等)は必ず含めることとする。

特に輸出ポテンシャルの高い魚種(キハダマグロ、カツオ等(他あれば要提案))に対して、漁業形態別で具体的にどの段階でどの程度ポストハーベストロスが発生しているのか、その要因と割合を調査し、一覧表を作成する。

以下(2)②～⑤に調査した内容ももとにポストハーベストロスの主な発生要因及び最終的な優先課題を整理する。

② 品質管理体制、技術の課題及び優先課題の整理

魚種別・漁業形態別に漁獲後の処理方法、鮮度管理方法を確認する。

漁業者の知識・技術レベル・意向、品質管理基準の適用状況を確認する。

上記踏まえ、品質管理体制、技術面における課題等を分析し、協力ニーズ及び重点分野を整理するとともにスリランカ側で技術を保有する組織の有無等についても確認する。

③ コールドチェーンの整備を含むインフラ面の課題状況、優先課題の整理

保冷設備、製氷設備、魚艙設備等の導入状況、水揚げ後の流通・保管体制及びボトルネック等を分析し、協力ニーズ及び重点分野を整理する。

課題・重点分野別に協力スキームの整理を行う。

④ 水産物のバリューチェーン、市場ニーズ及び優先課題の整理

国内市場及び輸出市場向けの流通構造、品質要求事項(特に輸出のためのグレードの数、要件、価格、割合、実際の運用状況等)、付加価値向上に向けた課題及び機会等を分析し、協力ニーズ及び重点分野を整理する(輸出先によって対応が異なる場合は、国ごとの要求事項や対応するための既存の仕組みを整理する)。

⑤ 漁獲後処理・加工技術の普及体制の現状及び優先課題の整理

漁業局等の役割分担、人材育成・普及活動の実施状況、予算、技術移転に係る技術的・制度的・組織的課題等、調査対象漁港の漁業組合の役割・体制・運営状況等を分析し、協力ニーズ及び重点分野を整理する。

⑥ 民間企業の活動状況及び連携可能性

ポストハーベストロス削減、コールドチェーン整備、輸出等の流通に関するスリランカ民間企業を最低 10 社リストアップする。JICA と協議の上、5 社程度を選定し、それぞれの活動状況や、技術導入事例及び今後の連携可能性等を加味し、協力ニーズ及び重点分野を分析し、連携可能性を整理する。特に、既に輸出事業を軌道に乗せているような民間企業がどのように品質確保やバリューチェーン強化を行っているか、今後輸出を強化する意向を持つ民間企業がスリランカ政府・漁

業者・開発ドナーにどのような制度整備を含めた支援を希望するか等について確認を行う。

(3)上記(2)を踏まえ、スリランカで適用可能性のある日本が有する技術・リソースを検討する。

①ポストハーベストロス削減及び水産物の付加価値向上に関連し得る本邦水産関連組織、民間企業へのヒアリング

上記(2)①から⑤で得た情報をもとに、ポストハーベストロス削減及び水産物の付加価値向上に関連し得る水産関連組織、海外展開や海外への技術移転の実績がある民間企業(水産機材メーカー、水産関連企業等、その他要提案)を最低 20 社程度リストアップし、JICA に提出する。

JICA と協議の上、ヒアリング先(最低 10 社程度)、ヒアリング内容を決定する。

スリランカで実際に導入・普及可能性の高い技術を提案するため、日本側の技術、リソース、参画条件を整理するため、ヒアリングを行うべく、以下の点を必ず確認すること。

- その組織・企業の技術的強み及び貢献可能分野(漁獲後処理、鮮度保持、品質管理、コールドチェーン及び水産加工に係る技術・ノウハウの内容等)
- 海外展開又は技術移転の実績
- スリランカにおける適用可能性
- スリランカ進出に係る課題
- 技術導入・普及に当たり必要となる条件(人材、制度、設備、費用等)

② 漁獲後処理・加工に係る技術、機材等の内容及び適用可能性の検討

上記①のヒアリング結果を踏まえ、上記(2)①から⑤に対して、それぞれ適用可能性を検討し、整理した表を作成する。

③ 技術普及体制の検討

技術普及を行う場合に想定し得る日本側関係機関、スリランカ側関係機関及び漁業組合等の関係者を一覧表にするとともに、実施前提条件等の基礎情報の収集・分析や、望ましい技術普及体制に関する選択肢の提示を行う。

④ スリランカ以外の国での既往案件との連携可能性の検討

他国で実施している既往案件情報や適用技術等を確認し、スリランカにおける普及可能性、連携可能性を検討する。

⑤ 官民連携による協力可能性の検討

上記①のヒアリング結果を踏まえ、日本企業における JICA Biz、共創事業等の活用可能性や、他連携方策の検討を行う。なお、検討にあたっては、官民連携の意義や、役割分担に関する検討も具体的に行うこと。

(4) 上記(2)、(3)の結果を踏まえ、スリランカ漁業セクターにおける協力案や官民連携の方向性の検討に向けて、実施前提条件等の基礎情報や取り得る選択肢を取りまとめる。取りまとめる際は、スキーム(技術協力プロジェクト、国別研修、無償資金協力、円借款、民間連携事業等)、活用・連携可能な日本側リソース、実現に向けた課題や追加確認事項等の情報を含めることとする。合わせて、スリランカ関係機関(漁業省等)に対して(1)および(2)のスリランカでの調査結果を共有するセミナーを実施する。

(5) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上記(4)までの調査結果を踏まえ、スリランカ漁業セクターにおけるポストハーベストロス削減及び付加価値向上における現状と課題、協議・セミナーの実施結果と今後の更なる体制・実施能力強化に向けた提言等を整理し、ドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。

(6) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する日本側関係者、スリランカ関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

第5条 報告書等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記(エ)ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「第4条 調査の内容」を参照。各報告書についてのスリランカ政府に対する説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得る。JICA への事前提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保する。それぞれの「提出時期」とは、事前の JICA との協議結果が反映され、JICA が了承した内容の報告書が提出される時期のことである。

(ア) インセプション・レポート(英文)

提出時期: 調査開始時(2026 年 11 月下旬を想定)

部 数: 電子データのみ

(イ) 現地調査報告書(英文)

提出時期: 1 月上旬(第一回現地調査終了時点)

部 数: 電子データのみ

(ウ) ドラフト・ファイナル・レポート(英文、和文)

提出時期: 2027 年 2 月上旬

部 数: 各 1 部(電子データのみ)

(エ) ファイナル・レポート(英文、和文)

提出時期: 2027 年 2 月下旬(契約履行期間の末日)

部 数: 英文(CD-R)3 部

和文(CD-R)3 部

(2) その他提出物

(ア) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

記載事項: 調査業務日とその概要

提出時期: 翌月 15 日まで

部 数: 和文 1 部

(イ) 議事録等

スリランカ政府・日本での関係機関、との各協議、調査内で行われたヒアリングにかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出する。現地 JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・セミナーの開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出する。また、ファイナル・レポートの添付物としても提出する。

(ウ) 収集資料

本調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA にファイナル・レポートの添付物としても提出する。

記載事項: 収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期: ファイナルレポート提出時

部 数: 電子データのみ

(エ) セミナーにおける発表資料

提出時期: セミナー実施の 10 日前

部 数: 電子データ(PowerPoint)のみ

また、ファイナル・レポートの添付物としても提出する。

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載

し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、ドラフトの段階で JICA と十分な協議を行う。各報告書のスリランカ関係機関への説明・協議の際にはスリランカ側の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。
- ・各調査報告書は、スリランカ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得る。
- ・各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する。
- ・各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文版、英文版の最初の部分に入れる。
- ・報告書等の印刷・電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。
- ・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	スリランカ漁業セクターにおける漁獲後処理・加工技術・品質管理体制及びコールドチェーンにかかる優先課題の分析にかかる調査項目の設定、情報収集・分析の進め方	第4条(2)
2	水産関連組織、民間企業のヒアリングの候補先の選定、進め方	第4条(3)①
3	スリランカ漁業セクターにおける協力案、官民連携の方向性の取りまとめの進め方(優先事項の順位付けの方法、協力案検討の際のロジック等)	第4条(4)

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)5.99 人月

(現地渡航回数:延べ 6 回)

業務従事者構成の検討に当たっては、水産分野または農業分野のバリューチェーン強化、収穫後処理・加工・品質管理技術、官民連携に関する専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙2 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

- 1) 対象国及び類似地域：スリランカ国及び全世界
- 2) 語学能力：英語

(4)現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

ポストハーベストロスの実態確認、インフラ面の課題確認

(5)配付資料／公開資料等

1)配付資料

- スリランカ漁業セクター分析最終報告書

2)公開資料

公開資料はありません。

(6)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無 ※ CP との間では英語可ですが、プロジェクトサイトでのコミュニケーションはシンハラ語またはタミル語となります。
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wi-Fi	無

(7)安全管理

- 1)現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務

の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：開発途上国の水産・農業分野におけるコンサルティング業務(特に、バリューチェーン強化、品質管理に係る業務が望ましい)

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1)及び2)を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2)業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4)その他

相手国政府又は JICA(JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3)業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1)本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2)別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2)提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3)定額計上について

本案件は定額計上はありません。

(4)旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプ

サム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

(6)その他留意事項

特になし。

以上

別紙2:技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	-
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1)業務主任者の経験・能力	(20)
1)業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2